

第9期東京都高齢者保健福祉計画 進化管理・取組評価シート

1 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進

ビジョン・目標	①いきいきと心豊かに暮らす 【①－１】高齢者が元気でいきいきとすごす 【①－２】高齢者が何らかの社会参加を行っている	目標設定するに 至った 現状と課題	○ 都の平均寿命は年々延びており、「人生100年時代」が到来すると予想されている。高齢期において、元気で心豊かに暮らすには、健康な状態をより長く維持することが重要 ○ そのためには、一人ひとりが介護予防・フレイル予防に取り組むとともに、社会とつながり、外出や人との交流の機会を持ち続けることが大切 ○ また、いくつになっても生きがい・役割を持って生活できる地域づくりや、高齢者が自らの希望に応じて経験を生かしながら社会で活躍できる環境を整えることが求められている。
参考指標 (アウトカム・アウトプット指標)	・健康寿命（65歳健康寿命（東京保健所長会方式）） ・生きがいを感じる人の率（東京都福祉保健基礎調査） ・社会的な活動を行う高齢者の割合（東京都福祉保健基礎調査）		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和６年度		令和７年度		令和８年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項１	フレイル予防の観点から、通いの場の機能強化に取り組む区市町村に対し、多様な予防プログラムの展開を支援 (関連する取組) ・介護予防・フレイル予防推進支援センター設置事業	24区市町村 (令和８年度まで)	4市町 (累計15区市町)	＜自己評価＞ ・介護予防・フレイル予防推進支援センターを通じ、新たに4自治体で多様な予防プログラムの展開を推進し、おおむね順調に実施。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き取組を推進する。	6区市村 (累計21区市町村)	＜自己評価＞ ・介護予防・フレイル予防推進支援センターを通じ、新たに6自治体で多様な予防プログラムの展開を推進し、おおむね順調に実施。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き取組を推進する。				別紙5-1
事項２	通いの場等の介護予防活動の拡大や、フレイル予防の観点での機能強化等を推進する「東京都介護予防・フレイル予防推進員」を配置する区市町村を支援 (関連する取組) ・介護予防・フレイル予防推進員配置事業	62区市町村 で各１人以上 (令和８年度まで)	30区市町村	＜自己評価＞ ・推進員の人材確保が困難等の理由により、令和６年度は30区市町村にとどまっている。 ＜今後の取組方針＞ ・人材確保等に係る実施区市町村の好事例を収集し、区市町村に共有するなど、引き続き取組を推進する。	32区市町村	＜自己評価＞ ・昨年度の30自治体から実施区市町村数は増加している。 ＜今後の取組方針＞ ・実施区市町村の好事例を収集し、区市町村に共有するなど、引き続き取組を推進する。				別紙5-2
事項３	シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進するため、総合的な窓口における相談支援や社会参加活動の掘り起こしを行う区市町村を支援 (関連する取組) ・人生100年時代社会参加マッチング事業	17区市町村 (令和８年度まで)	8区市町村	＜自己評価＞ ・令和４年度の事業開始以降、支援対象区市町村が増加している。オンラインプラットフォーム「100年活躍ナビ」との情報連携を2区市町村と実現した。 ＜今後の取組方針＞ ・区市町村への支援を通じて、100年活躍ナビの利用を促進する。	11区市町村	＜自己評価＞ ・令和7年、オンラインプラットフォーム「100年活躍ナビ」を本格運用を開始した。2区市町村と6関係団体と情報連携を実現した。 ＜今後の取組方針＞ ・区市町村への支援を通じて、引き続き100年活躍ナビの利用を促進する。				別紙5-3

介護予防・フレイル予防の支援

介護予防・フレイル予防推進員（266,750千円）

通いの場等の介護予防・フレイル予防活動の拡大・強化を推進するスタッフを区市町村に配置（補助率10/10）

介護予防・フレイル予防推進支援センター（192,961千円）

高齢者医療を専門とする東京都健康長寿医療センターの中に、専門的・技術的支援を行う支援センターを設置し、区市町村職員を育成

【拡充】総合事業の充実に向けた研修・相談支援

介護予防推進会議（228千円）

東京都と区市町村の事務担当者間の連絡や取組事例の共有を実施



オンライン介護予防サポート事業（33,727千円）

オンラインツールを活用した、自宅での運動等の介護予防・フレイル予防活動を推進する区市町村を支援（補助率 新規10/10、継続1/2）

【新規】フレイルサポート医地域連携支援事業（12,336千円）

地域と連携したフレイル診断や保健指導を行う医師の、通いの場等での活用に向けた研修を実施するほか、区市町村の取組を支援

都民への普及啓発

ホームページやリーフレット、ダイレクトメール等による普及啓発を実施

介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業（45,800千円）

都及び区市町村による都民に対する直接的な普及啓発により、フレイルに関する理解を促進（補助率10/10）

【拡充】区市町村が行う普及啓発に対する都補助対象経費について、窓口やイベント等で配布するチラシ、パンフレット等に拡大

高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業（647,890千円）

加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会確保を推進し、介護予防につなげるための取組を実施

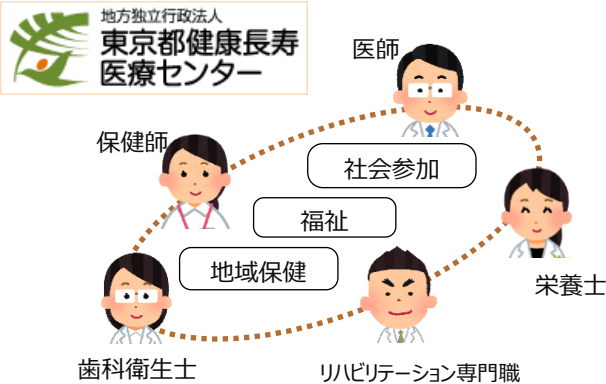


- ☐ 補聴器の支給（補助率1/2）
（補聴器の使用継続支援・モニタリング等経費を対象に追加）
- ☐ 加齢性難聴の普及啓発（補助率10/10）
（普及啓発のみ実施する場合も補助対象に追加）
- ☐ 聴覚検診※（補助率10/10）
※補聴器相談医が在籍する医療機関がない自治体対象

- (地独) 東京都健康長寿医療センターに蓄積するフレイル予防の研究成果や、地域における介護予防活動の展開手法を総合的に活用するため、介護予防推進支援センター（平成29年度～令和元年度）を再構築
- フレイル予防の視点を踏まえ、住民主体の通いの場づくりを始めとした地域における介護予防活動の拡大・機能強化を推進する区市町村に専門的・技術的な支援を提供し、取組を支援

東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター事業内容

センターの運営体制



- ・ 都における高齢者の医療・研究の拠点である健康長寿医療センターの人材※を、総合的に活用
 - ※ 医師、保健師、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士など多様な専門分野の研究職
- ・ センターと都が連携し、外部有識者の協力も得ながら、区市町村の支援ニーズを定期的に把握し、効果的な支援を提供

人材育成

- 介護予防・フレイル予防に取り組む行政職員向け研修を実施
- 介護予防・フレイル予防推進員向け研修を実施

▶ **総合事業の充実に向けた研修**

拡充

相談支援

- 介護予防事業等に関する相談に対し、専門的知見から助言
- ▶ 区市町村における多様な予防プログラムの展開を支援（ちよい足し研修）

▶ **総合事業の充実に向けた相談支援**

拡充

評価・効果分析

- 区市町村が、介護予防・フレイル予防事業評価を実施するための支援及び通いの場を推進するための参考データの収集・分析等を行う。
- ▶ 通いの場の効果検証(住民への追跡調査による効果検証)

普及啓発

- 区市町村に向け、HP等を通じ、センターによる支援の成果等について情報を発信

事業内容

令和2年度に、フレイル予防の観点を踏まえた、通いの場等の介護予防活動の拡大・機能強化を図るため、「介護予防による地域づくり推進員配置事業」を再構築。

(平成29年度～令和元年度)

「介護予防による地域づくり推進員」

住民主体の地域づくりにつながる介護予防活動
(主に体操等を行う通いの場)を推進

【取組内容】

- ◇介護予防の体制整備
- ◇地域の住民及び介護予防活動を行う自主グループの支援

令和2年度～

「介護予防・フレイル予防推進員」

通いの場等の介護予防活動の拡大や、フレイル予防の観点での機能強化を促進する取組を推進

【取組内容】

○通いの場の拡大・継続支援等

- ・「介護予防の体制整備」「地域の住民及び介護予防活動を行う自主グループの支援」を継続実施
- ・身近な地域における多様な通いの場等の取組状況の把握

○通いの場等におけるフレイル予防等の観点を踏まえた予防活動の促進

- ・地域の自主グループ等に対し、フレイル予防の観点を踏まえたプログラムの普及を図る

補助概要

【実施主体】

区市町村(地域包括支援センターへ委託可)

【補助内容】

介護予防・フレイル予防推進員の配置経費を基本として、事業実施に必要な経費を対象とする(備品購入費除く)。

(補助対象経費)

事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金

【補助基準額】

1人当たり5,500千円

(65歳以上人口10,000人以上の区市町村 ⇒ 最大2人)

(65歳以上人口10,000人未満の区市町村 ⇒ 最大1人)

【補助率】

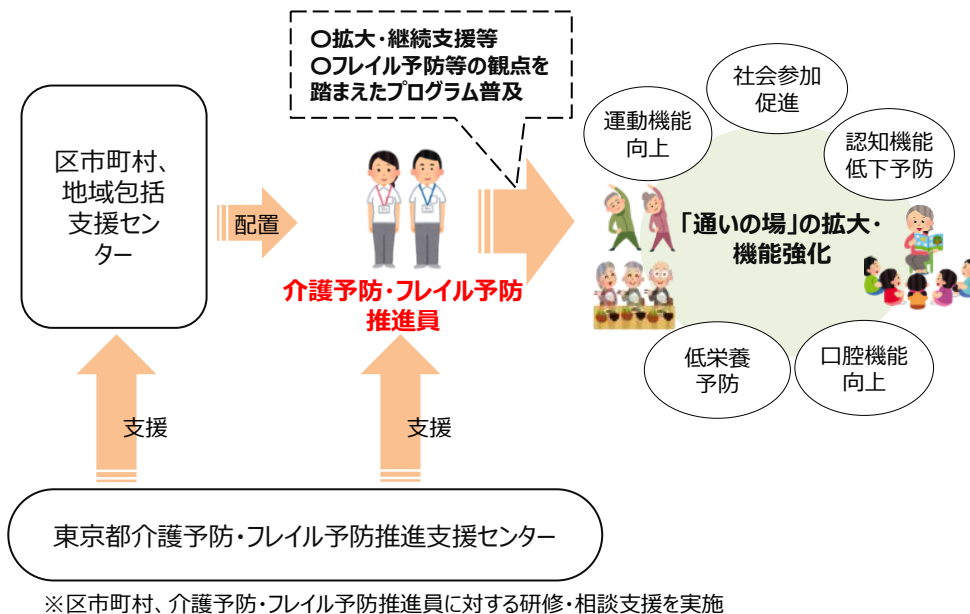
10/10

【人員配置】

リハビリテーション専門職、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、その他関連業務経験者

【事業期間】

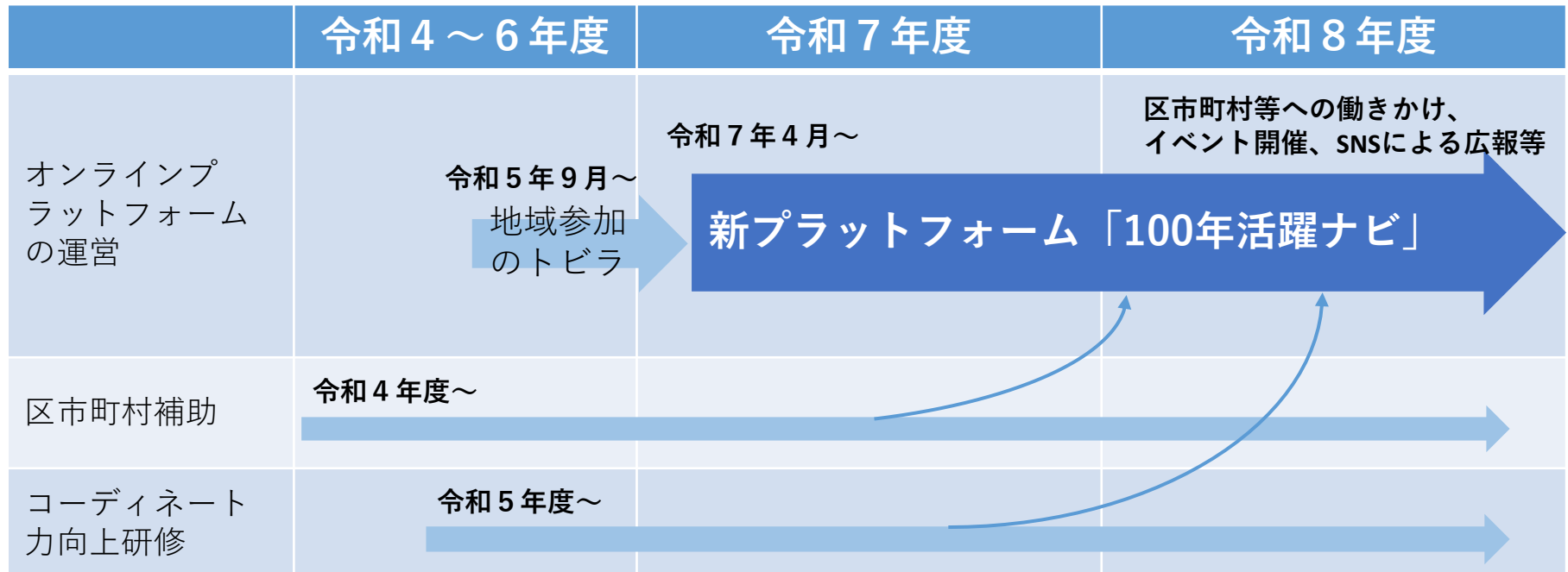
令和6年度～8年度



【事業内容】

- シニア・プレシニアの社会参加を支援する新たなオンラインプラットフォーム「100年活躍ナビ」の運用を開始（令和7年4月）
- 区市町村、地域団体、介護施設等への登録働きかけ、都民を対象にしたイベントの開催などにより、「100年活躍ナビ」の活用を促進
- 区市町村に対し、「100年活躍ナビ」との情報連携や相談窓口のコーディネーター配置等にかかる経費を補助するほか、「100年活躍ナビ」を活用したマッチング促進のための研修を実施

引き続き区市町村等に対する活用の働きかけや都民向けイベントを開催するほか、都の重点広報事業としてSNSを積極的に活用した広報活動を行い、「100年活躍ナビ」を通じたシニア・プレシニアの社会参加を促進する



2 介護保険施設等の整備促進

ビジョン ・目標	②安心して暮らし続ける 【②－１】希望に応じたサービスが必要な時に受けられる	目標設定する に至った 現状と課題	○ 常時介護を必要とし、在宅生活が困難な高齢者の生活の場の一つとして特別養護老人ホームの整備が必要。全国比で高齢者人口に対する特別養護老人ホームの整備率が低く、また、都内でも地域による施設の偏在が課題 ○ 急性期の治療後、在宅生活への復帰を支援する施設として、介護老人保健施設の整備が必要。全国比で高齢者人口に対する介護老人保健施設の整備率が低く、また、都内でも地域による施設の偏在が課題 ○ 医療の必要度が高い要介護者の生活施設として介護医療院の整備が必要 ○ 認知症高齢者が専門的なケアを受けながら家庭的な環境の中で暮らしていけるよう、認知症高齢者グループホームの整備が必要。地価が高く土地の確保が困難であること等により、設置が進んでいない地域がある
参考指標 (アウトカム・アウトプット指標)	・介護保険施設等の整備数（東京都福祉局高齢者施策推進部調べ）		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和６年度		令和７年度		令和８年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項１	特別養護老人ホームの整備を促進 (関連する取組) ・特別養護老人ホームの整備	64,000人 (令和12年度末)	54,365人	＜自己評価＞ ・整備率が低い地域の補助単価の増額や、建築費高騰への対応として物価変動分を補助額に反映するなど、整備促進に取り組んだ。 ＜今後の取組方針＞ ・令和12年度の指標達成に向け、引き続き物価変動分を補助額に反映するなど整備促進に取り組んでいく。	54,596人	＜自己評価＞ ・整備率が低い地域の補助単価の増額や、建築費高騰への対応として物価変動分を補助額に反映するなど、整備促進に取り組んだ。 ＜今後の取組方針＞ ・令和12年度の指標達成に向け、引き続き物価変動分を補助額に反映するなど整備促進に取り組んでいく。				別紙5-4
事項２	介護老人保健施設及び介護医療院の整備を促進 (関連する取組) ・介護老人保健施設の整備 ・介護医療院の整備	30,000人 (令和12年度末)	24,631人	＜自己評価＞ ・介護医療院の補助制度の創設や、建築費高騰への対応として物価変動分を補助額に反映するなど、整備促進に取り組んだ。 ＜今後の取組方針＞ ・令和12年度の指標達成に向け、引き続き物価変動分を補助額に反映するなど整備促進に取り組んでいく。	24,342人	＜自己評価＞ ・建築費高騰への対応として物価変動分を補助額に反映するなど、整備促進に取り組んだ。 ・職員確保が困難な状況であり、一旦休止後に廃止となるケースが増えている。 ＜今後の取組方針＞ ・令和12年度の指標達成に向け、引き続き物価変動分を補助額に反映するなど整備促進に取り組んでいく。				別紙5-4
事項３	認知症高齢者グループホームの整備を促進 (関連する取組) ・認知症高齢者グループホーム整備促進事業	20,000人 (令和12年度末)	12,977人	＜自己評価＞ ・整備率が低い地域の補助単価の増額や、建築費高騰への対応として物価変動分を補助額に反映するなど、整備促進に取り組んだ。 ＜今後の取組方針＞ ・借地料補助事業の対象に追加するなど支援を拡充しており、区市町村に補助制度の周知を図り、整備促進に取り組んでいく。	13,147人	＜自己評価＞ ・整備率が低い地域の補助単価の増額や、建築費高騰への対応として物価変動分を補助額に反映するなど、整備促進に取り組んだ。また、借地料補助事業の対象拡大など土地の確保支援策の充実を図った。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き区市町村に補助制度の周知を図り、整備促進に取り組んでいく。				別紙5-4

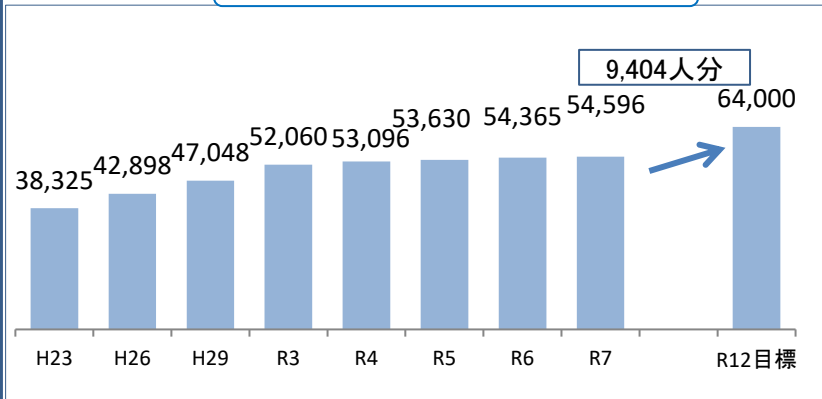
介護サービス基盤の整備促進

別紙5-4
1/2

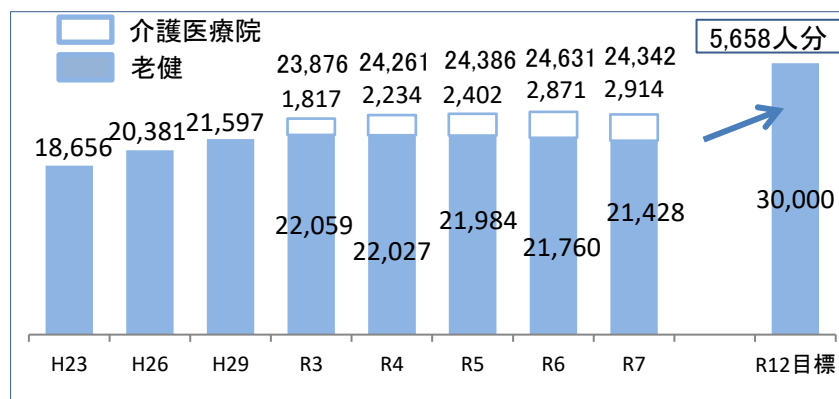
施設の整備状況

第9期高齢者保健福祉計画において、令和12（2030）年度末の整備目標を設定

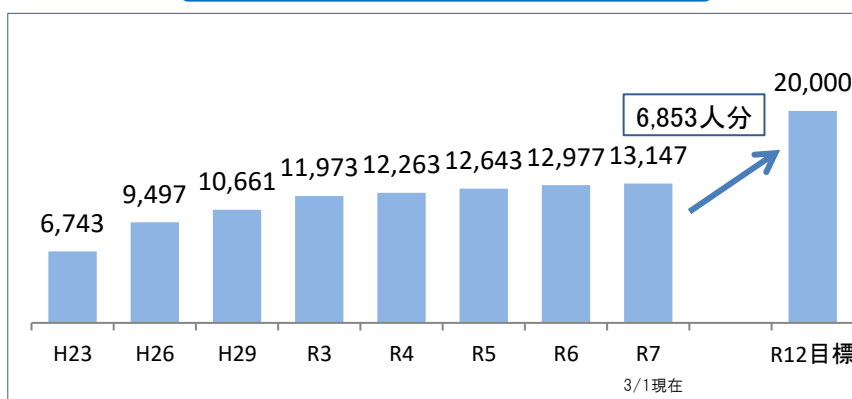
特別養護老人ホーム



介護老人保健施設・介護医療院



認知症高齢者グループホーム



課題と取組の方向性

【整備に向けた課題】

- ◆ 施設整備に係る事業者負担の軽減、施設用地の確保
- ◆ 施設・在宅サービスのバランスのよい整備、施設の地域偏在の解消
- ◆ 施設における居住環境の改善、安全・安心の確保

第9期計画 における 取組の方向性

- ◆ 整備率が低い地域等への整備費補助の拡充
- ◆ 施設用地確保に対する支援の充実
- ◆ 老朽化、居住環境の整備への支援
- ◆ 災害・感染症対策への支援

令和8年度における主な取組

施設整備への支援

R8拡充

- ◎ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院の整備費補助
 - ・ 補助基準単価の引上げ
 - ・ 「標準建物予算単価」の変動率を物価調整額に反映
 - ・ 整備率の低い地域への補助単価の加算を介護医療院に適用(最大1.8倍)
- ◎ 認知症高齢者グループホームの整備費補助 R8拡充
 - ・ 「標準建物予算単価」の変動率を物価調整額に反映
- ◎ 地域密着型サービス等の整備費補助 R8拡充
 - ・ 「標準建物予算単価」の変動率を物価調整額に反映
- ◎ 開設前の人件費・備品購入費等の施設開設準備経費を支援

施設用地確保への支援

- ◎ 公有地の活用促進
 - ・ 都有地を原則50%減額、最大90%まで減額して貸付
 - ・ 区市町村所有地での特養・老健整備に対する区市町村補助を支援（補助率1/2、最大2億円）
- ◎ 定期借地権の一時金に対する補助
 - ・ 路線価の1/2(特養・老健は最大3/4)、最大10億円まで補助
- ◎ 借地料を補助
 - ・ 民有地・国有地の借地料60か月分を補助（最大2,500万円/年）
- ◎ 区市町村が行う施設整備用地・建物確保の取組を支援
 - ・ 説明会・土地・建物所有者とのマッチング等（補助率2/3、最大1209万円）

施設の老朽化への対応

◎ 大規模改修補助

R8拡充

- ・ 補助率を2分の1から4分の3に引上げ
- ・ 「標準建物予算単価」の変動率を物価調整額に反映

◎ 改修支援施設整備費補助事業

R8拡充

- ・ 改築、改修期間中の代替施設を整備する区市町村を支援
- ・ 「標準建物予算単価」の変動率を物価調整額に反映

◎ 一時移転型改良工事補助

R8拡充

- ・ 補助率を2分の1から4分の3に引上げ
- ・ 「標準建物予算単価」の変動率を物価調整額に反映

令和8年度介護保険施設(特養・老健・介護医療院)整備費補助単価(単位:千円)

整備区分	類型	R7年度単価（定員 1 人当たり）			R8年度単価（定員 1 人当たり）			R8-R7
		基準単価	物価調整額	計	基準単価	物価調整額	計	
創設・増築	ユニット型	5,000	6,110	11,110	10,000	10,740	20,740	+ 9,630
	従来型個室	4,500	5,510	10,010	9,000	9,680	18,680	+ 8,670
	多床室	4,050	4,950	9,000	8,100	8,700	16,800	+ 7,800
改築	ユニット型	6,000	7,340	13,340	12,000	12,900	24,900	+ 11,560
	従来型個室	5,400	6,610	12,010	10,800	11,610	22,410	+ 10,400
	多床室	4,860	5,950	10,810	9,720	10,450	20,170	+ 9,360
一時移転型 改良工事※	ユニット型	3,750	4,590	8,340	7,500	8,060	15,560	+ 7,220
	従来型個室	3,375	4,125	7,500	6,750	7,250	14,000	+ 6,500
	多床室	3,037	3,713	6,750	6,074	6,526	12,600	+ 5,850
	※補助額	対象経費の1/2と補助基準額を比べて低い方の額			対象経費の3/4と補助基準額を比べて低い方の額			

大規模改修（下段：空調更新）

	令和 7 年度			令和 8 年度			R8-R7
	補助基準額	補助率	補助上限額	補助基準額	補助率	補助上限額	
1 施設当たり	190,720	1 / 2	95,360	245,590	3 / 4	184,192	+ 88,832
	70,000		35,000	90,130		67,597	+ 32,597

3 介護給付適正化に関する支援

ビジョン ・目標	②安心して暮らし続ける 【②－１】希望に応じたサービスが必要な時に受けられる	目標設定する に至った 現状と課題	○ 高齢者の自立した日常生活のために必要な質の高いサービスを提供するとともに、財源と人材をより効果的・効率的に活用し、介護保険制度の持続可能性を高めるため、介護給付適正化の取組を進める必要 ○ 一方で、区市町村の人員体制や専門性を有する職員の確保等の課題が存在
参考指標 (アウトカム・アウトプット指標)	・自立支援に資する適切なサービスの提供状況		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和６年度		令和７年度		令和８年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項１	区市町村において介護給付適正化の主要３事業を実施できるよう、研修や好事例の提供等を通じて支援 (関連する取組) ・東京都介護給付適正化推進研修会	62区市町村（令和８年度まで） 年１回実施（各年度）	１回（YouTube限定配信により、２～３月に実施）	＜自己評価＞ ・東京都介護給付適正化推進研修会において、給付適正化主要事業の再編等、東京都における介護給付費の状況及び他県市の好事例の共有を行い、国の推進する内容に則した支援を実施した。 ＜今後の取組方針＞ ・技術的助言、好事例の共有や国保連と連携した個別支援等を通して、区市町村の給付手適正化の取組を支援する。	１回（YouTube限定配信により、１～３月に実施）	＜自己評価＞ ・東京都介護給付適正化推進研修会において、介護給付適正化計画の指針、東京都における介護給付費の状況及び他県市の好事例等の共有を行うとともに、国保連と連携した個別支援に関する説明を行うなど、国の推進する内容に則した支援を実施した。 ＜今後の取組方針＞ ・技術的助言等を通して、区市町村の給付適正化の取組を支援する。				別紙 5-5
事項２	区市町村がケアプラン点検を円滑かつ適切に実施できるよう、研修を実施するとともに、専門的な助言を行う人材を希望する区市町村に派遣 (関連する取組) ・ケアプラン点検研修会及び専門家の派遣	年２回実施（各年度）	１回実施	＜自己評価＞ ・上半期に一部改訂した都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用し、３月に説明会を実施（25自治体60名）するとともに、専門的な助言を行う人材の派遣について区市町村と調整を行った。 ＜今後の取組方針＞ ・介護保険制度の動向や、保険者である区市町村の要望等を踏まえ、都内全体のケアマネジメントの質の向上を図る取り組みを継続していく。	１回実施	＜自己評価＞ ・都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用し、９月に説明会を実施（38自治体80名）するとともに、専門的な助言を行う人材の派遣について区市町村と調整を行った。 ＜今後の取組方針＞ ・介護保険制度の動向や、保険者である区市町村の要望等を踏まえ、都内全体のケアマネジメントの質の向上を図る取り組みを継続していく。				別紙 5-6

7 福祉高介第 1 3 1 5 号
令和 7 年 1 1 月 6 日

各区市町村介護保険主管課長 殿

東京都福祉局高齢者施策推進部

介護保険課長 向山 倫子
(公印省略)

令和 7 年度東京都介護給付適正化推進研修会の開催について（通知）

日頃より、介護保険行政の円滑な運営に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

東京都では、第 9 期介護保険事業支援計画において介護給付適正化の推進について定めており、東京都及び区市町村が一体となって介護給付の適正化を推進することとしています。

つきましては、区市町村における効果的な実施を支援し、介護給付適正化をより一層推進することを目的に、下記のとおり研修会の開催をお知らせします。

記

1 開催方法

YouTube にて動画公開（限定公開）

2 配信期間

令和 8 年 1 月 1 9 日（月曜日）から令和 8 年 3 月 1 3 日（金曜日）まで

3 講習内容

別紙「次第」のとおり

4 対象者

各区市町村介護給付適正化担当者（要介護認定の適正化を除く。）

5 申込み方法

以下 logo フォームよりお申込みください。

URL（インターネット）

<https://logoform.jp/form/tmgform/1242031>

URL（LGWAN）

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/tmgform/1242031>

※申込み制限数はありません（1 保険者内で、複数部署での申し込みが可能です。視聴される部署毎にお申込みください。）。

申込み期限：令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金曜日）

6 視聴方法

申し込みいただいたメールアドレス宛に視聴URLを送付します（令和8年1月初旬送付予定）。
※視聴URLの共有は区市町村関係者限りでお願いします。

7 アンケートについて

研修受講後、今後のために、アンケートに御協力をお願いします。

回答期限：令和8年3月20日（金曜日）

＜研修アンケートの URL 等について＞

以下 URL 又は二次元コードからお願いいたします。

<https://forms.office.com/r/NUbDJxEDg5>



8 その他

各資料については、後日メールにて御案内いたします。

第一部、第三部にて使用する資料の一部は、令和7年度介護給付適正化ブロック研修会（関東・信越ブロック）資料を使用予定です。

【問合せ先】

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課
保険者支援担当 岸川、坂田、中村、田上
電話 03-5000-7553
Mail S1140602@section.metro.tokyo.jp

令和7年度ケアプラン点検研修会 タイムテーブル

開催日：令和7年9月24日（水曜日）

時間：【午前の部】 9時45分から11時50分まで

【午後の部】14時00分から15時45分まで

時間	所要時間	科目
【午前の部】		
9:45～9:50	5分	オリエンテーション
9:50～11:40	110分	ガイドラインを活用したケアプラン点検の方法（講義）
11:40～11:50	10分	質疑応答
11:50～14:00	休憩	
【午後の部】		
14:00～15:30	90分	ガイドラインを活用した模擬ケアプラン点検
15:30～15:45	15分	質疑応答

4 介護人材の確保・定着・育成対策の推進

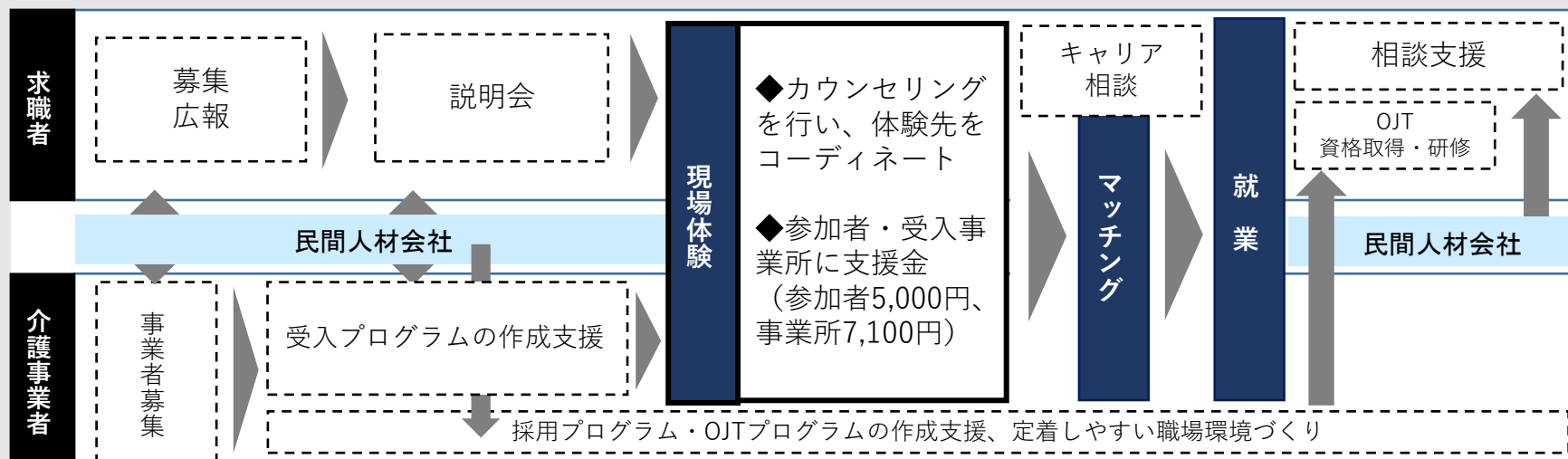
ビジョン ・目標	②安心して暮らし続ける 【②－１】希望に応じたサービスが必要な時に受けられる	目標設定する に至った 現状と課題	○ 都内における介護職員数は、令和12年（2030年）度には、約4万7千人が不足 ○ この需給ギャップを埋めるため、東京都は、中長期的な視点で介護人材の確保・定着・育成対策を総合的に推進していくことが必要 ○ また、令和22年（2040年）に向けては、引き続き介護ニーズが増加し、更なる介護人材の不足が見込まれ、取組の拡充が必要
参考指標 （アウトカム・アウト プット指標）	・要介護認定者一人当たりの介護職員数 （厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「介護保険事業状況報告」）		

目標に向けた取組		指標 （プロセス指標）	令和６年度		令和７年度		令和８年度			参考 資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項１	未経験者の介護分野への入職・定着を促進するため、介護現場の体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援 （関連する取組） ・かいごチャレンジ職場体験事業	参加1,000人以上 （各年度）	1,088人	＜自己評価＞ ・認知度の向上に向けた取り組み等により、目標としていた参加者数を達成した。また、就業決定数についても着実に増加している。 ＜今後の取組方針＞ ・職場体験実施者に対し継続的なアプローチを行うことで、中長期的な就業支援を実施する。	1,132人	＜自己評価＞ ・認知度の向上に向けた取り組み等により、目標としていた参加者数を達成した。また、就業決定数についても着実に増加している。 ・職場体験実施者に対して継続的なアプローチや就業支援を行い、就業に結びつく成果を得ることができた。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き認知度向上を図り、参加者数を確保していくとともに、職場体験実施者に対する継続的なアプローチや就業支援を実施し、就業に繋げていく。				別紙 5-7
事項２	多様な人材の介護職場への参入促進に取り組む区市町村を支援 （関連する取組） ・東京都区市町村介護人材確保対策事業	62区市町村 （令和８年度まで）	50区市町村174事業	＜自己評価＞ ・区市町村担当者連絡会を年２回開催し、新規メニューの紹介や、具体的な活用事業、他区市町村の取組等を紹介した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き区市町村が活用できるメニューを検討していくとともに、現行メニューの具体的な事業や他の区市町村の取組などの紹介に注力していく。	52区市町村184事業	＜自己評価＞ ・区市町村担当者連絡会を年２回開催し、新規メニューの紹介や、具体的な活用事業、他区市町村の取組等を紹介した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き区市町村が活用できるメニューを検討していくとともに、現行メニューの具体的な事業や他の区市町村の取組などの紹介に注力していく。				別紙 5-8

事業概要

介護の仕事の未経験者を対象に、介護現場の体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応えることで、介護分野への入職・定着を促進する。

- 体験を通じて、介護の仕事を広く知ってもらう。
- 介護事業所を対象に仕事の魅力を伝える工夫や定着に向けたOJT等を支援し、**未経験者を受入れるためのノウハウを事業所間に広げていく。**



求職者の参加募集

(対象) 介護職未経験者かつ都内または近隣県に在住
年齢不問（介護福祉士の養成課程を履修している学生除く）
(募集数) 1,000名程度

- キャリアカウンセラーにより意向に沿った体験先を調整
- 体験後、就業意向がある場合、就業先と条件等をマッチング
- 就業後もカウンセラーが随時相談等フォロー

事業者の参加募集

(対象) 都内介護保険施設または事業所
(募集数) 800所程度

- 体験プログラム作成や職場定着をテーマにセミナーを開催
- 体験の受入れや日程調整、就業を希望する際の調整をフォロー
- 採用後、採用者の介護職員初任者研修受講費を補助

当該年度を越えて、多様な働き方の提案など、無資格・未経験者の就業支援を強化

①かいチャレプラスへの登録・DM発信

かいチャレを通して介護業界に興味を持った潜在層へのアプローチにより、継続的な支援を促し将来的に顕在化するための場として「かいチャレプラス」への登録を促進

- ①かいチャレ参加者をデータベースに登録（年間約 5 0 0 人）
- ②かいチャレ参加時にカウンセリングした本人の希望や就業意欲などを基に、興味を持ってもらえるDMを定期的に発信

②多様な働き方を提案する民間事業者との連携

かいチャレプラス登録者を多様な働き方へ誘導

- ①希望する働き方に応じて、主に有償ボランティア（Chot介護、スケッター等）やスポットワーク（タイミー等）をかいチャレプラス登録者に紹介
- ②以下の課題を踏まえ、民間人材会社及びかいチャレ事業所と連携し、無資格・未経験者の活用支援を実施（業務切り出し等のアドバイスとトライアル利用料の支援）
 - ・スポットワーク等の求人9割は有資格者・経験ありを対象としており、未経験者のマッチングはほとんど実現していない
 - ・スケッター、タイミー等は利用料がそれなりにかかり（タイミーの場合、人材紹介会社の紹介料と同率）、無資格・未経験者を活用するインセンティブが生じにくい

かいチャレ事業所のタイミー、スケッター等を活用を促進し、未経験者の求人を拡大
○業務の切り出し支援 ○トライアル利用料の支援（1事業者10万円、100事業所）

③民間人材会社による提案型・プッシュ型によるマッチング

就業意向を持ったかいチャレプラス登録者を対象に提案型・プッシュ型の就業支援を実施

民間人材会社の求人等を活用し、かいチャレ事業所だけでなく、広く求職者の希望や働き方にあった事業所への就業を提案（スカウトメール等）、就業マッチングを実施

令和7年度 東京都区市町村介護人材確保対策事業費補助金

目的

区市町村が取り組む介護人材確保対策への支援を行い、地域社会を支える介護人材の確保・定着・育成を図る。

補助概要

〔補助率〕3 / 4 〔補助基準額〕1 区市町村当たり上限額20,000千円

令和7年度予算額
310,000千円

全17メニュー（既存16メニュー + 新規1メニュー）

介護人材 育成	(1) 介護未経験者に対する研修支援事業（資格取得支援） (2) 現任介護人材に対する研修支援事業 ア 介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業
介護人材 確保	(3) 多様な人材層に対する介護や介護の仕事の理解促進事業 (4) 多様な人材層を対象とした介護の職場体験事業 (5) 多様な人材層に応じたマッチング機能強化事業 (6) 介護分野での就労未経験者等の就労・定着促進事業 (7) 潜在介護人材の再就業促進事業
周辺業務人材 確保	(8) 介護に関する入門的研修の実施、生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業 ア 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業 イ 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業 (9) 介護の周辺業務等の体験支援 (10) 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業 (11) 介護人材確保のためのボランティアポイント事業
環境	(12) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 (13) 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策支援事業 New
基盤	(14) 区市町村介護人材確保プラットフォーム構築事業
過疎	(15) 離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業
連携	(16) 介護事業者の地域連携推進事業
その他	(17) その他事業 ア 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業 イ 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

ハラスメント相談窓口の設置に係る経費を補助することで、区市町村の介護現場におけるカスタマーハラスメント対策の体制強化に係る取組を支援

(1) 介護未経験者に対する研修支援事業（資格取得支援）

- ◆ 初任者研修や実務者研修に対する受講料等補助
- ◆ 介護未経験者が介護に関する基本的な知識・技術を習得するための研修の実施
- ◆ 介護福祉士資格取得のために要する経費等補助

(2) 現任介護人材に対する研修支援事業

ア 介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

- ◆ 中堅職員向け等、介護職員の資質向上やキャリアアップに係る研修の開催
- ◆ 小規模事業者の共同による人材育成環境整備に係る経費等補助
- ◆ 介護職員が認知症介護の知識や技術を習得するための研修の実施

(3) 多様な人材層に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

- ◆ 学生が作成するフリーペーパー等の周知・広報
- ◆ 介護事業者等による学校への訪問研修の実施

(4) 多様な人材層を対象とした介護の職場体験事業

- ◆ 介護事業所において学生等を受け入れる職場体験事業の実施

(5) 多様な人材層に応じたマッチング機能強化事業

- ◆ 求職者等に対する合同就職説明会の実施

(6) 介護分野での就労未経験者等の就労・定着促進事業

- ◆ 職場体験、働きながらの資格取得支援事業を実施

(7) 潜在介護人材の再就業促進事業

- ◆ 地域における資格取得者の掘り起こし、普及啓発、マッチング、就業支援などを実施

(8) 介護に関する入門的研修の実施、生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業

ア 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業
イ 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業

- ◆ 入門的研修や生活援助従事者研修を実施し、研修修了者に対して介護施設等とのマッチング支援

(9) 介護の周辺業務等の体験支援

- ◆ 介護に関する入門的研修の受講者等に対する体験的職場研修の経費に対して助成

(10) 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

- ◆ 元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーの実施

(11) 介護人材確保のためのボランティアポイント事業

- ◆ 元気高齢者等が介護施設でボランティアを行う場合にポイントを付与

(12) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- ◆ 管理者等における雇用管理改善の取組みを促進するための説明会の開催
- ◆ 女性が働き続けることのできる職場づくりのための相談やコンサルティング経費等の補助
- ◆ 介護事業者による事業協同組合設立への支援

(13) 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策支援事業

- ◆ 区市町村がハラスメント相談窓口を設置する際に必要な経費を補助

New

(14) 区市町村介護人材確保プラットホーム構築事業

- ◆ 介護人材確保に向けた中核機関や協議会の設置

(15) 離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業

- ◆ 離島や中山間地域における地域外からの人材確保や資質向上の取組への支援

(16) 介護事業者の地域連携推進事業

- ◆ 地域の介護事業所の介護職員向けの研修会や介護職員の採用に向けたイベントの実施

(17) その他事業

ア 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業
イ 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

- ◆ 新人職員に対する定着支援のためのエルダー、メンター制度等を整備する介護事業者に対して、制度構築につなげるための研修
- ◆ 離職した介護職員を対象に、離職理由等の実態把握のための調査の実施

5 高齢者の住まいの確保

ビジョン ・目標	②安心して暮らし続ける 【②－２】高齢になっても安心して住める	目標設定する に至った 現状と課題	○ 居住空間の質の確保に加え、生活支援や介護・医療等のサービスも一体的に提供されるサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進が重要 ○ 民間賃貸住宅においては、家賃の不払、入居中の事故等に対する家主の不安等から、高齢者は不可とするなどの入居制限が行われている状況が依然として見られる ○ 一人暮らし高齢者が増加しており、地域から孤立しがちな高齢者に対する、見守りや地域における支え合いの仕組みづくりが必要
参考指標 (アウトカム・アウトプット指標)	・サービス付き高齢者向け住宅等の戸数（住宅政策本部調べ） ・居住支援協議会を設立した区市町村の人口カバー率（住宅政策本部調べ）		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和６年度		令和７年度		令和８年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項１	サービス付き高齢者向け住宅等の供給を促進（バリアフリー化され、安否確認サービス、緊急時対応サービス、生活相談サービス等の付いた住宅として登録されたサービス付き高齢者向け住宅等の供給を促進） (関連する取組) ・東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業	33,000戸 (令和12年度まで)	累計 24,568戸 (R6年度75戸)	＜自己評価＞ ・指標33,000戸（令和12年度まで）に対し75戸を供給。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き、整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。	累計 24,412戸 (R7年度△156戸)	＜自己評価＞ ・昨年度累計値から156戸の戸数減となった。 ＜今後の取組方針＞ ・東京都の高品質のセーフティネット住宅への移行等により、156戸の減となった。サ高住は139戸の増。引き続き、整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。				別紙 5-9
事項２	高齢者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、区市町村における居住支援協議会の設立促進・活動支援や都民への幅広い啓発活動などを実施 (関連する取組) ・居住支援協議会	協議会を設立した区市町村の人口カバー率95%以上（令和12年度まで）	2区1市 4.9% (累計88.6%)	＜自己評価＞ ・令和６年度に２区１市で設立され、令和６年度末現在、35区市（22区13市）において設立済。 ＜今後の取組方針＞ ・区市町村における協議会の設立促進及び活動支援に向け、引き続き、セミナー開催やパンフレット配布、技術的・財政的支援等をきめ細かく実施。	1市 1.4% (累計90.0%)	＜自己評価＞ ・令和７年度に１市で設立され、令和７年度末現在、36区市（22区14市）において設立済 ＜今後の取組方針＞ ・区市町村における協議会の設立促進及び活動支援に向け、引き続き、セミナー開催やパンフレット配布、技術的・財政的支援等をきめ細かく実施				別紙 5-9

高齢者の住まいの確保について

別紙5-9
1/2

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

令和7年度予算 1082百万円（住宅政策本部所管分）

【取組概要等】

- サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度については、バリアフリーなどのハード面と高齢者生活支援サービスに係るソフト面において、事業者が登録基準を満たす住宅を整備するよう、福祉施策と連携し、事業者向け説明会の開催やパンフレット配布などの普及啓発により、事業者の登録を促進【住宅政策本部】
- サービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。また、整備費や家賃等を補助する区市町村への財政支援により、高齢者が適切な費用負担で入居できる、緊急時対応や安否確認等のサービスも兼ね備えた住宅の供給を促進【住宅政策本部】
- 地域の介護・医療事業者と適切に連携するサービス付き高齢者向け住宅に対し、併設する介護・医療サービス事業所等の施設整備費の一部を補助することにより、地域の介護・医療の拠点としても機能する住まいの供給を促進【福祉局】

※東京都住宅マスタープラン（2022（令和4）年3月改定）

政策指標

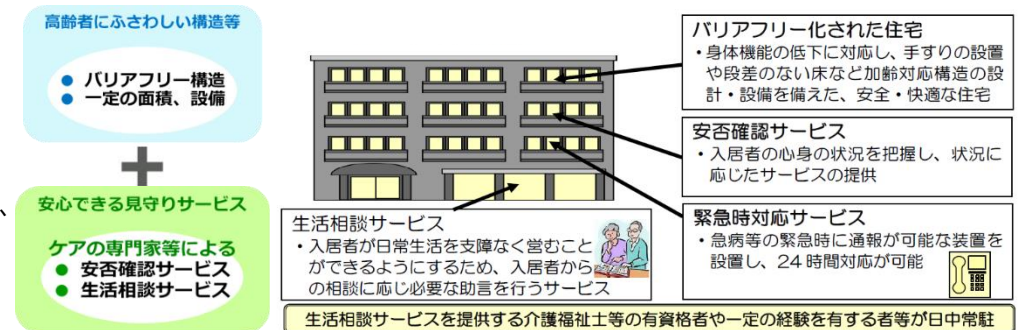
サービス付き高齢者向け住宅等を2030年度末までに33,000戸整備

⇒ 令和7年度末までの供給実績 24,412戸

【令和7年度の主な施策】

- ◆ 引き続き、「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」を活用し、国の整備事業に対し、都も上乗せ補助を実施することなどにより、サービス付き高齢者向け住宅の整備を促進

【参考】 サービス付き高齢者向け住宅



住宅セーフティネット制度

令和7年度予算 421百万円

【取組概要等】

- 住宅セーフティネット法の改正（平成29年4月）を受け、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（都の愛称：東京ささエール住宅）の登録制度や、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」の指定を開始（令和7年度末現在 67法人）
- 令和7年10月の改正住宅セーフティネット法の施行を受け、居住サポート住宅の認定制度を開始（都は町村部に所在する住宅を認定）
- 住宅確保要配慮者専用住宅の貸主等へ改修費や家賃低廉化等に係る補助を行う区市町村に対し財政支援を実施。加えて、要配慮者の入居に伴う貸主等の不安軽減や登録意欲の向上を図るため、都独自の取組として、専用住宅への登録等を要件とした報奨金制度を実施するなど、登録促進を強化

《東京都居住支援協議会》

- 広域自治体として、全国の居住支援協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する財政支援等により、区市町村協議会の設立を促進するとともに、活動費用の補助や、協議会で行う入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援（令和7年度末時点36区市で設立）
- 先進事例等を紹介するセミナーの開催（区市町村向け、不動産関係団体及び居住支援団体向け）や、パンフレットを作成・配布することによる普及啓発活動を実施

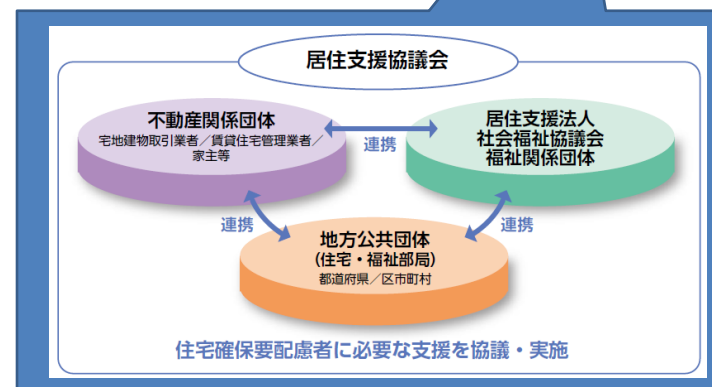
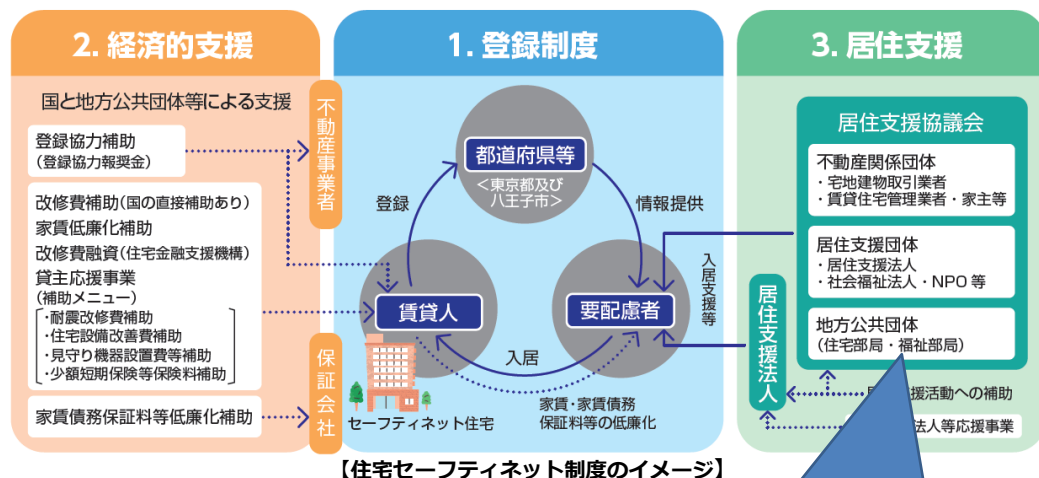
※『東京都住宅マスタープラン』（2022(令和4)年3月改定）の政策指標

専用住宅の登録戸数…2030年度末 3,500戸（令和7年度末 1,148戸）

居住支援協議会を設立した区市町村の人口カバー率…2030年度末 95%（令和7年度末 90.0%）

【令和7年度の主な施策】

- ◆ 専用住宅の供給促進に向けて、耐震改修工事や住宅設備改修工事、見守り機器設置等に対する補助メニューを揃え、専用住宅に登録する貸主等を支援
- ◆ 専用住宅の登録促進と入居者の居住支援の充実を図るため、サブリース物件を新たに専用住宅として登録・運営する居住支援法人等を支援
- ◆ 地域における連携強化や課題解決に向けた検討等に資するワーキングを令和6年度に引き続き開催



6 生活支援体制整備の推進

ビジョン ・目標	②安心して暮らし続ける 【②－３】地域で支え合える	目標設定する に至った 現状と課題	○ 今後、様々な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる一人暮らしの後期高齢者が大幅に増える見込まれており、生活支援サービスを充実していくことが求められている。 ○ 高齢者自身が支援を受ける側となるばかりでなく、地域とのつながりを持ちつつ、時には「地域社会を支える担い手」となり、住民相互に支え合うことも重要
参考指標 (アウトカム・アウトプット指標)	・住民同士の支え合いにより生活上の困りごとを解決する仕組みの状況		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和６年度		令和７年度		令和８年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項１	生活支援コーディネーターの養成や資質向上を図るため、研修を実施 (関連する取組) ・生活支援体制整備強化事業	180人 (初任者) 60人 (現任者) (各年度)	174人 (初任者) 106人 (現任者)	＜自己評価＞ ・初任者研修を２コース実施し、合計で174人が受講した。 ・現任者研修を８コース実施し、106人が受講した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き研修を実施し、各区市町村における生活支援体制整備事業の推進を支援する。	177人 (初任者) 95人 (現任者)	＜自己評価＞ ・初任者研修を２コース実施し、合計で177人が受講した。 ・現任者研修Ⅰ（単元別）を６コース、現任者研修Ⅱ（実地視察）を８コース実施し、計95人が受講した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き研修を実施し、各区市町村における生活支援体制整備事業の推進を支援する。				別紙 5-10
事項２	各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図るため、情報交換会を実施 (関連する取組) ・生活支援体制整備強化事業	２回 (各年度)	2回	＜自己評価＞ ・行政担当者及び生活支援コーディネーターに向けて情報交換会を５月と１月に実施し、各区市町村の情報交換、横の繋がり形成を支援した。 ＜今後の取組方針＞ ・各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図るため、引続き取組を推進する。	4回	＜自己評価＞ ・行政担当者及び生活支援コーディネーターに向けて情報交換会を５月と、８月、11月、3月に実施し、各区市町村の情報交換、横の繋がり形成を支援した。 ＜今後の取組方針＞ ・各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図るため、引続き取組を推進する。				別紙 5-10

高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築のため、地域に不足するサービスの創出（既存の活動等との連携を含む）や、サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成、関係者間の連携・情報共有体制の整備等を担う **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）** の資質向上を図る研修等を実施

研 修

生活支援コーディネーター養成研修

（対象：第1層・第2層の生活支援コーディネーター等）

各区市町村の生活支援コーディネーターやその候補者に対し、生活支援コーディネーター及び協議体に求められる役割・機能や、サービス開発の手法、地域の多様な主体との連携の必要性等について理解し、業務を行う上で必要な知識及び機能の習得・向上を図るための研修を実施

- ◆ 初任者研修 生活支援コーディネーター配置の背景、コーディネーター・協議体の役割等
- ◆ 現任者研修Ⅰ 地域アセスメント、協議の場づくり、資源開発、運営支援等
- ◆ 現任者研修Ⅱ 現場見学等

情報共有

生活支援体制整備事業情報交換会

（対象：第1層・第2層の生活支援コーディネーター、区市町村職員等）

- * 区市町村の取組事例の紹介
- * 区市町村が抱える個別課題や解決策等の共有、グループワークでの情報交換等により、担当者間の横のつながりを促進

（⇒ 年4回程度実施） ※令和7年度から拡充

7 地域ケア会議の推進

ビジョン ・目標	②安心して暮らし続ける 【②－３】地域で支え合える	目標設定する に至った 現状と課題	○ 要支援者等が、地域で可能な限り自立した日常生活を送るためには、自身の生活機能の低下に早期に気づき、 状態の改善とその維持に取り組むことが重要 ○ このため、区市町村において、多職種が連携し、要支援者等の自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議の推進 に取り組むことが求められている。
参考指標 (アウトカム・アウト プット指標)	・高齢者の自立支援・介護予防に向け、多職種が連携し、地域課題 の抽出と課題解決に取り組む体制の状況		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和６年度		令和７年度		令和８年度			参考 資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項１	自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議の実践者養成研修の講師を育成するための研修を実施 (関連する取組) ・自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業	153人 (各年度)	137人	＜自己評価＞ ・講師養成研修を３コース実施し、合計で137人が全課程を受講した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き研修を実施し、各区市町村が地域ケア会議を有効に活用できるよう支援する。	121人	＜自己評価＞ ・地域包括支援センター職員研修事業において、地域ケア会議の実務者を対象とした講師養成研修を３コース実施し、合計で121人が全課程を受講した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き研修を実施し、各区市町村が地域ケア会議を有効に活用できるよう支援する。				別紙 5-11
事項２	自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議に取り組む区市町村の連携強化・課題解決支援のため、実務者連絡会議を開催 (関連する取組) ・自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業	１回 (各年度)	1回	＜自己評価＞ ・地域ケア会議の実務者を対象に実務者連絡会議を1月に実施し、78名が参加した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き連絡会を実施し、自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議に取り組む区市町村の連携強化・課題解決を支援する。	1回	＜自己評価＞ ・地域ケア会議の実務者を対象とした研修事業での事例共有とともに、区市町村・地域包括支援センター職員等を対象とした関係者連絡会において関係事業に関する情報共有を実施した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き研修事業・連絡会等を実施し、自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議に取り組む区市町村の連携強化・課題解決を支援する。				別紙 5-11

- 団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)以降も高齢者人口は大幅に増加。国は地域包括ケアシステムの深化・推進を主導
- 自立支援・介護予防の取組は、高齢者の生きがいの維持、社会の担い手の確保、社会保障のリソースの有効活用のために非常に重要
- 令和6年度以降も、地域包括ケアシステムの構築、維持、改善のための基本的で重要なツールである、地域ケア会議への支援を行う

令和6年度以降の取組

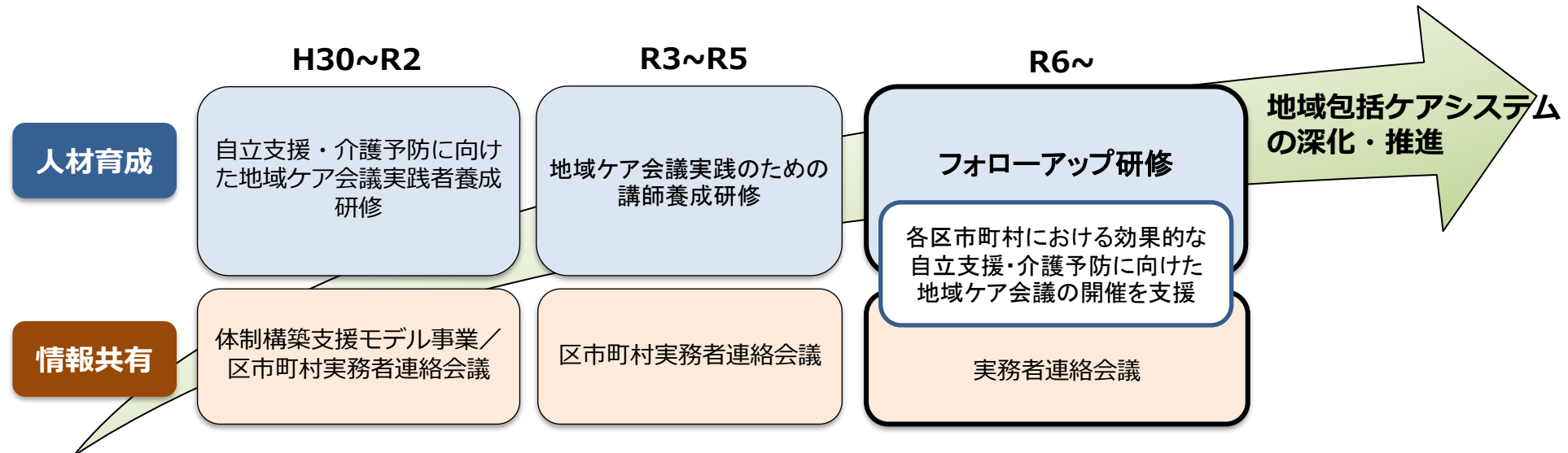
- 自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業の目的は 自立支援・介護予防の知見を共有し、(1)個別課題を解決 (2)地域包括支援・ネットワークを構築 (3)地域課題を発見 (4)地域づくり・資源開発 (5)政策の形成 していくこと
- 令和6年度以降は、令和5年度までに養成してきた講師等を対象に、区市町村、地域包括支援センターが直面している、一人暮らし高齢者等、よりサポートが必要な高齢者が急増していく局面に対応していくため、これまで学んだ知識、技術を基礎として、最新の知識、実施ノウハウの習得を行うフォローアップ研修を行い、区市町村における地域包括ケアシステムの構築、維持、発展を支援・促進する

① 地域ケア会議実践のための講師養成研修 フォローアップ研修

各地域での地域ケア会議の運営状況、実態を教材に活用し、改善していくべき点について学識経験者等を交えてケーススタディ等を実施し、運営手法、改善手法を学ぶことで各区市町村のベースアップを図り、地域づくり・資源開発、政策形成につながりやすい地域ケア会議の推進・定着・改善を支援する。

② 区市町村実務者連絡会議

自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議における各区市町村の課題について、情報の共有化を図り、課題解決を支援・推進する。



(1) 初任者研修

目的	地域包括支援センター等に勤務する職員又は職員となる予定の者が、地域包括ケアの推進主体として大きな役割を担う地域包括支援センターの意義、その業務、他の専門職との連携等について理解し、業務を行う上で必要な知識及び技術の習得・向上を図る。
研修内容	○規模：2日間×3回。各回120名程度。集合開催 ○対象：東京都内の地域包括支援センター、そのランチ・サブセンター、高齢者見守り相談窓口勤務する職員であって、原則として令和7年4月1日時点で勤務6ヶ月以内又は、今後勤務する予定の者

(2) 現任者研修

目的	地域包括支援センター等に勤務する職員が、地域包括ケアの推進主体として大きな役割を担う地域包括支援センターの意義、その業務、他の専門職種との連携等について理解し、業務を行う上で必要な知識及び技術の習得・向上を図るため、下記の研修を実施し、もって地域包括支援センターの適切な運営及び機能強化を図る。
研修内容	○規模：2日間×3回。各回120名程度。集合開催 ○対象：東京都内の地域包括支援センター、そのランチ・サブセンター、高齢者見守り相談窓口勤務する職員であって、原則として令和7年4月1日時点で勤務6ヶ月以内又は、今後勤務する予定の者

(参考) 研修等一覧

研修の名称（定員）		内容（予定）	時期（予定）	形式	日数	実施回数	受講料
初任者研修（360名）		センター業務を行う上で必要な基礎知識と技術を学びます。	6～7月	集合	2日間	3回	5,000円
現任者研修	基本科目（600名）	センター業務を行う上で必要となる実務的な知識と技術を、事例を通じて学びます。	9～10月頃	集合	1日間	5回	各 3,500円
	テーマ別（600名）	センター業務における個別のテーマについて学びます。	1～2月頃	オンライン	1日間	3回	
情報交換会（200名）		各回にテーマを設け、好事例の共有や参加者同士の意見交換、情報共有を行います。	8月・1月	集合	半日	年2回	無料

(3) 情報交換会

背景

- 国は地域包括ケアシステムの深化・推進のため、家族介護者支援等の充実に重点を置き、地域包括支援センターの総合相談支援機能の活用、地域包括支援センター以外の各種取組との連携を進めるとしている。
- 認知症の高齢者、高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみ世帯の増加や、8050問題等地域課題の複雑化・複合化に対し、属性を問わない支援体制の構築が必要



都においても、地域包括支援センター職員等、高齢者福祉に携わる職員を対象とした情報交換会を開催し、家族介護者支援等の課題に対する先進事例の共有や、他自治体の担当者と意見交換する場を設け、区市町村間の知識の共有や連携を推進し、住民サービスの向上を支援



事業概要

- 規模：年2回（上半期、下半期に各1回）、1回3時間程度。各回100名程度。集合開催
- 対象：区市町村職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、地域ケア会議運営担当者等
- 内容：家族介護者支援の知識・ノウハウの共有

プログラム	内容・ねらい	時間
開会・オリエンテーション		5分
家族介護者支援の動向と考え方（講義）	学識経験者等による国内の先進事例の紹介、都内自治体職員による取組み事例の紹介 (ねらい) 家族介護者支援の <u>理想的な事例、身近な事例等を認知</u> してもらう	30分
都の施策（高齢者福祉施策、児童福祉施策、労働施策 等）と都内自治体の事例紹介		30分
家族介護者支援の推進に関する意見交換（グループワークと講評）	受講生自らの区市町村での、家族介護者支援の実現の手法の検討 (ねらい) 受講生に自らの自治体で理想的な家族介護者支援を実現するための、取り組み方法(既存の各種住民サービスの連携促進等)をディスカッションしながらイメージしてもらい、実際の取組みにつなげる。	110分
閉会		5分

8在宅療養の推進

ビジョン ・目標	②安心して暮らし続ける 【②－４】医療が必要になっても自宅で暮らせる	目標設定する に至った 現状と課題	○ 医療と介護が必要となっても、住み慣れた地域で 自分らしい暮らしを続けられるよう、区市町村における在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりが必要 ○ 入院患者の円滑な在宅療養生活への移行に向けて、入院時（前）から、入院医療機関とかかりつけ医をはじめとする地域の保健・医療・福祉関係者が連携した入退院支援が必要 ○ 訪問看護ステーションは小規模事業所の割合が高く、安定的なサービス提供の観点からみると利用者への影響が懸念される。事業所の規模を拡大するためには看護職の定着が課題
参考指標 （アウトカム・アウトプット指標）	・訪問診療を受けた患者数（厚生労働省「医療計画作成支援データブック」） ・在宅看取り（ターミナルケア）を受けた患者数（厚生労働省「医療計画作成支援データブック」） ・入退院支援を実施している診療所数・病院数（厚生労働省「医療計画作成支援データブック」）		

目標に向けた取組		指標 （プロセス指標）	令和６年度		令和７年度		令和８年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項１	訪問診療等を実施していない診療所医師等に対し、在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナー等を開催 （関連する取組） ・在宅医療参入促進事業	動画配信形式で１回 （各年度）	動画配信（140件） 個別相談会（WEB又は書面形式・7件） 同行研修（7件）	＜自己評価＞ ・令和6年度から個別相談及び同行研修の開催回数を増やすとともに、講師は申込者の近隣地域の在宅医を指定できるようにしたところ、同行研修の参加人数が増加したが、動画配信のセミナー参加人数に対して、個別相談会及び同行研修の参加人数が少なく、次年度以降更なる検討が必要である。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き在宅医療への参入促進に取り組むとともに、地域におけるかかりつけ医と在宅医との連携や在宅医療の機能分化等、仕組みづくりを促進していく。	動画配信（207件） 個別相談会（WEB又は書面形式・15件） 同行研修（13件）	＜自己評価＞ ・令和6年度から個別相談及び同行研修の開催回数を増やすとともに、講師は申込者の近隣地域の在宅医を指定できるようにしている。これにより同行研修の参加人数が増加しているが、動画配信のセミナー参加人数に対して、個別相談会及び同行研修の参加人数が未だ少なく、次年度以降更なる検討が必要である。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き在宅医療への参入促進に取り組むとともに、地域におけるかかりつけ医と在宅医との連携や在宅医療の機能分化等、仕組みづくりを促進していく。				別紙 5-12
事項２	医療機関における入退院支援に取り組む人材を確保・育成するとともに、入退院時における地域との連携を一層強化するための研修を実施 （関連する取組） ・入退院時連携強化事業	４回 （各年度）	4回（計601名）	＜自己評価＞ ・非常に多くの応募がある一方で、グループワークを含む内容であるため、参加枠を大幅に増やすことは困難である。補助事業とも連動する研修であることから、参加枠を上回る応募があった場合は、未受講者を優先する等、今後調整が必要となる。 ＜今後の取組方針＞ ・入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携の強化に取り組むとともに、在宅療養患者の入退院時における地域と病院及び病院間における連携強化、情報共有について、更なる充実を図っていく。	4回（計622名）	＜自己評価＞ ・研修受講機会の確保のため複数日程で研修を行い、令和７年度は過去最多の622名が修了した。また本事業を活用した都内の中小病院のうち新たに入退院支援加算１を取得した病院は、加算取得済み病院の約４割を占めており、地域での入退院時の連携強化につながっていると考えられる。 ＜今後の取組方針＞ ・入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携の強化に取り組むとともに、在宅療養患者の入退院時における地域と病院及び病院間における連携強化、情報共有について、更なる充実を図っていく。				別紙 5-13
事項３	要介護高齢者等の在宅療養生活において重要な役割を担う訪問看護サービスの安定的な供給のため、訪問看護ステーション管理者等向け研修を実施 （関連する取組） ・訪問看護ステーション等の管理者・指導者育成事業	４コース （各年度）	４コース	＜自己評価＞ ・本研修を４コース実施し、合計で２２７人が研修を修了した。 ・講義部分はオンライン形式で、グループディスカッション及び施設見学等は集合形式で実施した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き研修を実施し、訪問看護ステーションの管理者及び指導者の育成を図っていく。	４コース	＜自己評価＞ ・本研修を４コース実施し、合計で２４５人が研修を修了した。 ・講義部分はオンライン形式で、グループディスカッション及び施設見学等は集合形式で実施した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き研修を実施し、訪問看護ステーションの管理者及び指導者の育成を図っていく。				別紙 7-14

目 的

在宅医療等の大幅な需要が見込まれる中で、訪問診療等を実施していない診療所医師及び看護師等に対する在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナーを開催し、在宅医療への参入促進を図る。

実施概要

- (1)対象者
訪問診療等を実施していない診療所医師及び看護師等
- (2)形式
講義、グループワーク等
- (3)カリキュラム内容
- 在宅医の役割や取組、地域における多職種等の連携
 - 24時間診療体制の確保等、実践している好事例・先駆的な事例の発表
 - 経験年数の長い在宅医と新たに在宅医療に携わることを考えている医師(参加者)とのディスカッション など
- (4)開催回数
参入促進セミナー 年1回
個別相談及び同行研修 年2～3回程度

カリキュラム例

実施内容	テーマ	具体的内容
講演	在宅医療について	＜カリキュラム例＞ ○在宅医療について 地域における在宅医の役割、在宅療養に関わる多職種との連携や在宅療養を取り巻く社会状況を学ぶ。
	在宅医療の現場を紹介	○在宅医療の現場を紹介 在宅医療の現場や、バックアップ体制を説明し、在宅医療参入への不安を払拭する。
リレートーク	在宅医療における多職種連携	○在宅医療における多職種連携 在宅医療に関わる様々な職種から、連携の事例や工夫を紹介し、連携のイメージを具体的なイメージを掴む。
個別相談会		参加者が在宅医療や参入について講師に相談できる個別相談会をWeb形式と文書形式で行う。
同行研修		参加者が在宅医の訪問診療に同行し、実際の現場を体験する。

予算額

9,385千円

事業期間

令和5年度～令和8年度

※ 地域において在宅医療に関する取組実施の参考としていただくため、区市町村職員も参加可能(同行研修を除く)

入退院時連携強化研修

目 的

入退院時における入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連携・情報共有の一層の強化に向け、実践的な研修を実施する。

【研修概要】

○入退院時連携強化研修

(1)研修対象機関

病院、診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、区市町村在宅療養支援窓口、老人保健施設 等

(2)開催回数

年4回(平成30年度は年2回、令和元年度から令和7年度までは年4回)

(3)実施規模

○660名

(4)カリキュラム内容

○講義

- ・院内の入退院支援のしくみづくりについて
- ・入退院支援の各段階における支援について
- ・病院と地域の医療・介護関係者の情報共有・連携について など

○グループワーク

- ・入退院支援の実践例、病院と地域の連携の課題、困難事例への対応 など

予算額

30,925千円

事業期間

令和5年度から令和8年度まで

入退院時連携支援事業（補助金）

目 的

入退院支援に取り組む看護師又は社会福祉士等の配置に必要な人件費を補助し、医療機関における入退院支援体制の充実を図るとともに、病院と地域の医療・介護関係者との連携を支援する。

【補助概要】

(1)対象経費

入退院支援に取り組む看護師又は社会福祉士等の配置に必要な人件費

(2)補助基準額

上限1名 1人当たり3,600千円

〔補 助 率〕

補助要件①～③を満たす病院:1/2、補助要件①～⑤を満たす病院:3/4

(3)補助対象

都内200床未満の病院のうち入退院支援加算1を取得していない病院(ただし、精神病床のみの病院、独立行政法人、市町村立病院、都立病院などは除く)

(4)補助要件

①入院調整体制の強化に取り組むこと

例:病院の入院調整を含めた退院支援ルール作成
入院時における地域の多職種(ケアマネ等)との連携

②入退院支援担当者を中心に、在宅療養移行支援や地域における医療と介護の連携などに取り組むこと

③在宅療養患者の病状変化時における受入体制の確保に努めること

④在宅療養患者の受入れについて、3月で9人以上の実績があること

⑤多職種連携システムを活用して、地域の医療・介護関係者との情報共有に取り組むこと

予算額

112,642千円

事業期間

令和5年度から令和8年度まで

●訪問看護ステーションに対する補助金制度

	事業名	補助内容	対象ステーション等
1	認定看護師資格取得支援事業	ステーションが経費を負担し（一部を負担する場合も可）勤務する職員に認定看護師の資格を取得させる場合 または、特定行為研修の受講をさせる場合に、以下の経費を補助（以下①～⑤すべて補助率 1 / 2） 認定看護師：①入学金・授業料 ②教育課程受講期間中の給与費等 ③認定審査料 （対象となる認定分野…訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア） 特定行為研修：④受講料等 ⑤研修受講期間中の給与費等	都内のステーション ※認定看護師の入学金・授業料または特定行為研修の受講料等を令和 7 年度に支払う場合
2	訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業	常勤の看護職員が、産休・育休・介休を取得する際の代替職員の確保に要する経費を補助（補助率 1 0 / 1 0） ①代替職員の給与費（法定福利費、賞与、手当等含む） ②派遣料金（紹介手数料は対象外）	常勤換算 7 人未満の 都内のステーション
3	訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	開設後、初めて事務職員を雇用する場合に以下の経費を補助（補助率 1 0 / 1 0） ①事務職員の給与費（法定福利費、賞与、手当等含む） ②交通費 【要件(ステーションのみ)】管理者・指導者育成研修の「基礎実務コース」または「経営安定コース」の修了（当年度修了可）	開設後 1 年以内の 都内のステーション、看護小規模多機能型居宅介護事業所 ※今年度から看多機が対象になりました
4	新任訪問看護師育成支援事業	訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行う場合に以下の経費を補助（以下①～③すべて補助率 1 / 2） ①新任看護師の給与費 ②外部研修受講費 ③新任看護師が同行訪問を行う際の代替職員の人件費 【要件】管理者・指導者育成研修の「育成定着推進コース」の修了（当年度修了可）	開設後 1 年以上かつ 常勤換算 7 人未満の都内の ステーション （新卒の場合を除く）

●その他の事業（研修・講演会等）

※上記は概要であり、**補助金の利用にあたっては、各事業ごとに一定の要件があります**。詳細は東京都ホームページをご確認ください。

	事業名	主な内容	申込方法等
5	東京都訪問看護教育ステーション事業 ※都内 1 8 か所で実施	■ 訪問看護ステーション体験・研修（同行訪問等） ステーションに勤務中の看護職も研修を受講できます。研修する方の経験・知識・技術に応じた実践的な研修を行います。また、新任看護師等が訪問看護の基本を時間をかけて学ぶことのできる「じっくりコース」もあります。 ■ ステーションからの相談対応（ステーションの運営や人材確保の相談を受付けています。） ■ 勉強会や合同カンファレンス ■ 地域の病院等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修	各教育ステーションに直接お申し込みください。連絡先は都ホームページに掲載しています。
6	管理者・指導者育成事業 （東京都福祉保健財団に委託）	以下のコースの管理者・指導者向けの研修を実施しています。 ① 基礎実務コース：新たに管理者・指導者になった方等を対象 ② 経営安定コース：管理職の経験が浅い方等を対象 ③ 育成定着推進コース：人材育成等について学びたい管理者・指導者を対象 ④ 看護小規模多機能型居宅介護実務研修：看多機管理者、看多機開設を検討している訪問看護ステーション管理者を対象 ①②は都内すべての訪問看護ステーション管理者・指導者の受講を推奨しています。	詳細は福祉保健財団のホームページをご覧ください。
7	訪問看護人材確保事業 （東京都看護協会に委託）	訪問看護師を目指す看護職・学生等を対象とした講演会等を開催します。	後日お知らせします。
8	いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 （東京都立大学に委託）	シミュレーション教育プログラムに基づいた、e ラーニングと人体型シミュレータを活用した研修を実施します。	詳細はホームページをご覧ください。 https://ikiikianshin.com/

訪問看護推進総合事業

訪問看護ステーションに関する各事業の内容や最新情報のご案内しております。
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>

訪問看護 O J T マニュアル

同行訪問による指導や支援の実践方法を中心とし、比較的規模の小さいステーションでも取り組みやすい OJT の手法をまとめたマニュアルです。
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/ojtmニュアル.html>

訪問看護オンデマンド研修動画

「訪問看護師オンデマンド研修事業」の e ラーニング研修の動画を公開しています。訪問看護職等のスキルアップのために活用してください。
※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することはお控えください。
<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>

東京都
ホームページ



9 認知症施策の推進

ビジョン ・目標	②安心して暮らし続ける 【②ー５】認知症になっても地域で安心して暮らせる	目標設定する に至った 現状と課題	○ 認知症基本法の目的である「共生社会」を実現するため、区市町村や関係機関と連携した総合的な認知症施策を推進することが必要 ○ 認知症になっても住み慣れた地域での生活を続けるためには、早期診断と、容態に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制を構築することが必要
参考指標 (アウトカム・アウトプット指標)	・早期診断や専門的な医療・ケアを提供する仕組み、地域で支える仕組みの状況		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和６年度		令和７年度		令和８年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項１	認知症の人の診療に習熟し、地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成 (関連する取組) ・認知症サポート医養成研修	2,000人 (令和７年度まで)	1,852人	＜自己評価＞ ・認知症サポート医養成研修について、東京都医師会を通じて地区医師会へ周知するとともに、とうきょう認知症ナビで周知を図るなど、受講促進に努めた。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き、研修の受講促進に向けて、関係団体等と連携するとともに積極的な周知を図る。	2,011人	＜自己評価＞ ・認知症サポート医養成研修について、東京都医師会を通じて地区医師会へ周知するとともに、とうきょう認知症ナビで周知を図るなど、受講促進に努めた。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き、研修の受講促進に向けて、関係団体等と連携するとともに積極的な周知を図る。				別紙 5-15
事項２	認知症の早期診断・早期支援に取り組む区市町村を支援 (関連する取組) ・認知症とともに暮らす地域あんしん事業	62区市町村 (令和11年度まで)	25区市町	＜自己評価＞ ・令和６年度から、チラシやポスター等を活用するなど、区市町村の実情に応じた普及啓発を行う場合も補助対象とした。また、認知症機能検査の対象年齢の範囲を原則７０歳から原則５０歳以上に拡大するとともに、検診後支援について、検診を受けた方に対して定期的な連絡や訪問、ＭＣＩの方へのサポート等を実施することとし、支援を充実した。 ・上記について積極的に区市町村に活用いただけるよう働きかけた。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き、本事業を活用いただけるよう区市町村への働きかけを行い、取組を進めていく。	34区市町	＜自己評価＞ ・令和６年度からの支援拡充として、検診後支援の充実に関し、区市町村に対する必要性の理解促進を図った。結果、区市町村における取組が進み、心理的支援や医療機関への受診勧奨の実施を通じて、都民への支援の充実につながった。 ・また、本事業の活用について区市町村への積極的な働きかけを行った結果、実施区市町村数の着実な増加につながった。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き、本事業を活用いただけるよう区市町村への働きかけを行い、取組を進めていく。				別紙 5-16
事項３	チームオレンジ・コーディネーターの養成等により、チームオレンジの整備に取り組む区市町村を支援 (関連する取組) ・認知症サポーター活動促進事業	62区市町村 (令和７年度まで)	31区市町	＜自己評価＞ ・チームオレンジ・コーディネーター研修について、集合形式で２度実施し、先進自治体の事例共有等も行った。 ・また、新たに未設置の区市町村へのアドバイザー派遣事業を開始し、取組の推進を図った。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き、本事業を活用しながら、チームオレンジ未設置の区市町村に対して働きかけを行い、全区市町村での設置を目指す。	44区市町	＜自己評価＞ ・チームオレンジ・コーディネーター研修について、集合形式で２度実施し、先進自治体の事例共有等も行った。 ・また、未設置の区市町村へのアドバイザー派遣事業を実施し、取組の推進を図った。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き、認知症施策推進計画に基づき、チームオレンジの整備に取り組む区市町村を支援することで、全区市町村での設置を目指す。				別紙 5-17

概 要

【認知症サポート医】

認知症地域医療支援事業実施要綱（国）に定められた認知症サポート医養成研修を修了した医師

【養成開始年度】

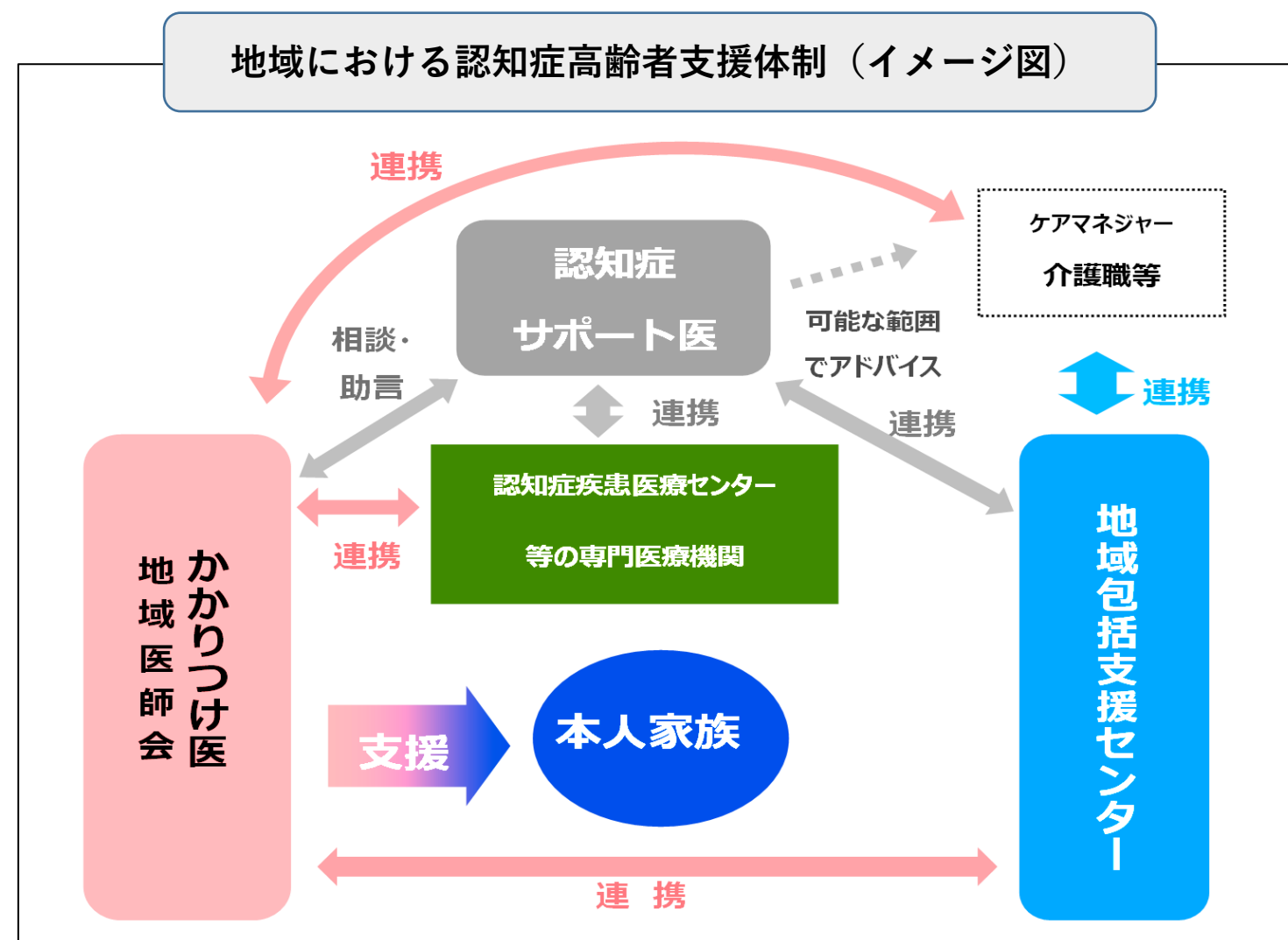
平成17年度（2005年度）

【役割】

- ① かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築
- ② 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ③ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

⇒ 地域における「連携の推進役」を期待されている

※認知症初期集中支援チームのチーム員の医師の要件としても位置付けられている。



出典：認知症サポート医養成研修テキスト

認知症サポート医養成研修

【目的】

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図る。

【実施主体】

都道府県及び指定都市

（国立研究開発法人国立長寿医療研究センターと協定を締結）

【対象者】

下記のいずれかの条件を満たしている医師

1. 地域において認知症診療（早期発見等）に携わっている医師
2. 認知症サポート医の役割を適切に担える医師

【研修期間／受講費用】

2日間 / 50,000円

【研修内容】

認知症サポート医として必要な、下記の事項等の修得に資する内容

1. かかりつけ医等に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
2. 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

【都内認知症サポート医の養成数】

2,011人（令和7年度末時点）

【名簿の公表】

- ・ 研修修了者名簿を区市町村及び東京都医師会に情報提供。
- ・ 研修修了者から公表の同意を得て、東京都ホームページ「とうきょう認知症ナビ」を名簿を掲載。

【診療報酬】

- ・ 認知症サポート指導料
- ・ 認知症療養指導料3
- ・ 認知症ケア加算1

目的

- 区市町村の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及啓発及び新しい治療を望む人がその機会を失わないための情報提供の推進
- 認知機能検査と地域における検診後のサポートを推進

事業内容

- 都は、区市町村が実施する事業の経費を補助
- 区市町村は、都が示す事業案を参考に任意の方法で事業を実施 対象：原則として50歳以上の都民



認知症の早期診断・早期支援に関する普及啓発

- 【都】早期診断・早期支援の重要性を啓発するリーフレットの作成・活用等により、都民に対する普及啓発を実施
- 【区市町村】地域の実情に合わせた普及啓発により、認知症に関する正しい理解を促進し、リテラシーを向上
チラシやポスターの掲示等により、検診実施について周知

〈普及啓発〉

医療機関・ 検診会場

検診実施医療機関やイベント会場等において、希望者に対し問診・認知機能検査を実施

- ・医療職（医師・看護師等）が問診・認知機能検査を実施※判定は医師
- ・検査結果の説明は医療職が実施



本人の了解を得て
検診後支援を実施

地区医師会等の
もの忘れ健診・
もの忘れ相談等

連携

区市町村

関係機関と情報共有し、対象者へ定期的に連絡・訪問等

- （地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症支援コーディネーター）
- ・検診受診者の状態に応じて心理的な支援、定期的な連絡・訪問等
- ・介護・フレイル予防など区市町村が実施する施策等の情報提供

地域の実情に応じて対象者の状況に合わせた支援を実施

かかりつけ医・認知症サポート医・
専門医療機関等の診療につなぐ

早い段階からの気づきの促進

医療へのアクセシビリティの向上

認知症に関するリテラシーの向上

令和7年度予算額

420,378千円

【補助率】10/10

【補助基準額】人口に応じて段階設定

【実施期間】令和6年度から令和10年度

区分	対象人口規模			
	3万未満	3万以上 8万未満	8万以上 13万未満	13万以上
普及啓発	3,400千円	9,000千円	14,600千円	22,400千円
検診事業	8,700千円	22,800千円	36,900千円	56,900千円



R7予算額：7,589千円

東京都

地域において認知症サポーターを活用した支援の仕組みづくりを担う人材を育成し、認知症サポーターの活動を促進

1 チームオレンジ・コーディネーター研修の実施

チームオレンジ※1の立ち上げや運営支援等を行うコーディネーターやチームリーダー等に対し、チームの運営等に関する研修を実施

※1 認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症のある人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み

<講師> オレンジ・チューター※2等

※2 厚生労働省が実施する養成研修の修了者

<規模> 年2回・160人程度

2 チームオレンジの設置に取り組む区市町村へのアドバイザー派遣

チームオレンジの立ち上げや活動の支援のため、希望する区市町村にオレンジ・チューターをアドバイザーとして派遣し、現場訪問やオンライン相談により助言等を行う。

チームオレンジ未設置自治体

①依頼

③オレンジ・チューターを
アドバイザーとして派遣

東京都

②調整

④報酬支払

オレンジ・チューター

区市町村

チームオレンジの整備・活動促進

【チームオレンジ三つの基本】

- ① ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
- ② 認知症の人もチームの一員として参加している。
- ③ 認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる。

側面的支援

3 キャラバン・メイト養成研修の実施

区市町村や企業等が行う認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト」を養成する研修を実施

<規模> 年5回・400人程度

4 認知症サポーターの活動促進に向けた支援

区市町村へのチームオレンジの普及啓発、先進的な取組の紹介等

「2050東京戦略」政策目標 及び「東京都認知症施策推進計画」指標

➤ 認知症サポーターが地域で活動するための仕組み（＝チームオレンジ）を全区市町村で創出

【目標】2025（令和7）年度：62区市町村

【実績】令和7年度末時点：44区市町